

企画競争説明書

業務名称： アフリカ地域「TICAD 8 自然環境保全貢献策：
アフリカの森から世界を変えるナレッジプログラ
ム」に係る調査

調達管理番号：21a00606

【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3章 特記仕様書案
- 第4章 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」とさせていただきます。
詳細については「第1章 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2021年9月8日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1章 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2021年9月8日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

(1) 業務名称：アフリカ地域「TICAD 8 自然環境保全貢献策：アフリカの森から世界を変えるナレッジプログラム」に係る調査

(2) 業務内容：「第3章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

- (●) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）
- () 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2021年11月 ～ 2023年4月

契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の**25%**を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後12ヶ月以降）：契約金額の**15%**を限度とする。

(6) 部分払の設定

本契約については、以下の時期での部分払を含めて部分払を計画します¹。

- 1) 2021年度末(2022年2月頃)

4 窓口

【選定手続き窓口】

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者：木戸 正巳 Kido.Masami@jica.go.jp

注) 持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

地球環境部 森林・自然環境グループ 自然環境第2チーム

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人(業務従事者を提供することを含む。以下同じ。)となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉権者決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日(契約交渉権者決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR(Terms of Reference)を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及

¹ 当機構は中期目標管理法に分類される独立行政法人であり、中期目標期間内に交付を受けた運営費交付金は当該中期目標期間内に計画、実施及び支出を行うことが原則となっています。そのため、現中期目標期間終了年度である2021年度末において、実施済み事業分に対する支払を行う必要があります。

びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特定の排除者はありません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2021年9月17日 12時

(2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」（電子メール宛先及び担当者）

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 電子メール件名に「【質問】調達管理番号_案件名」を記載ください。

注3) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法：2021年9月27日までに当機構ウェブサイト上にて行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

7 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2021年10月5日 12時

(2) 提出方法：

プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーションを実施する場合のみ）を、電子データ（PDF）での提出とします。

上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）

なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2021年5月12日版）」を参照願います。以下にご留意ください。

1) プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。

2) 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDFにパスワードを設定し、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりまので、ご注意ください。

(3) 提出先：

1) プロポーザル及びプレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーションを実施する場合のみ）

「当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

- 2) 見積書：
宛先：e-koji@jica.go.jp
件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書
〔例：20a00123_〇〇株式会社_見積書〕
本文：特段の指定なし
添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」
※見積書の PDF にパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。
- (4) 提出書類：
1) プロポーザル・見積書
2) プレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーション実施する場合のみ）
- (5) プロポーザルの無効
次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。
1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
2) 同一提案者から 2 通以上のプロポーザルが提出されたとき
3) 虚偽の内容が記載されているとき
4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき
- (6) 見積書
本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020年4月）を参照してください。
(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)
1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
a) 旅費（航空賃）
b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
e) 「第3章 特記仕様書案 3. 業務の方針および留意事項等 3-2 業務実施上の留意事項」に示す謝金
3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。
該当なし。
4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
a) US\$ 1 = 109.682 円
b) EUR 1 = 130.231 円
c) KES1=1.01908 円
d) XOF1=0.19854 円
e) CDF1=0.05537 円
f) ETB1=2.48700 円
g) TND1=39.9933 円
5) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等は見積書に計上しないでください。契約交渉の段階で確認致します。

6) その他留意事項

- a) 本件業務については、コンゴ民主共和国での業務はキンシャサ市内のみを想定していません。「紛争影響国・地域における報酬単価の加算」は適用致しません。

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

- 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
 - a) 業務主任者／自然環境保全政策／気候変動対策（2号）
 - b) 砂漠・乾燥地の自然資源管理（3号）

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 6.86 人月

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されません。

1) 若手育成加点

本案件は、業務管理グループの適用対象案件ではありませんので、「若手育成加点」は適用されません。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点

30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を**2021年10月26日**までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、評価結果の順位が第1位にならなかった競争参加者については、評価結果通知のメール送付日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（e-propo@jica.go.jp）宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、プロポーザルの評価内容について面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

なお、受注者につきましては、監督職員との打合せ時に、必要に応じてプロポーザルの評価内容についての説明をご依頼ください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下のとおり追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

- 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

1.1 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1.2 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

- (4) プロポーザルの電子データについて
不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。
- (5) 虚偽のプロポーザル
プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。
- (6) プロポーザル作成に当たっての資料
プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。
- 1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：
当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約関連ガイドライン／個別制度の解説」
(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)
- 2) 業務実施契約に係る様式：
同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」
(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：自然環境保全、自然資源管理及び気候変動対策に関する各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もありえます。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

なお、2021年8月24日現在、ケニア、セネガル、カメルーン、コンゴ民、エチオピア、チュニジア、イタリアのうち、セネガル及びイタリアが渡航見合わせになっています。セネガル及びイタリアへの渡航は、渡航見合わせが解除になって以降の渡航とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者の配置）の適用を認めません。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者／自然環境保全政策／気候変動対策（2号）

➤ 砂漠・乾燥地の自然資源管理（3号）

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

注) 仏語は、評価表上のその他・学位資格等で評価を行いますので、資格認定書等を有している場合はプロポーザルに添付をお願いいたします。

【業務主任者（業務主任者／自然環境保全政策／気候変動対策）】

a) 類似業務経験の分野：自然環境保全政策、自然資源管理、気候変動対策に関する各種業務

b) 対象国又は同類似地域：アフリカ地域及び全途上国

c) 語学能力：英語、なお、仏語もできると望ましい。

d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 砂漠・乾燥地の自然資源管理】

a) 類似業務経験の分野：砂漠・乾燥地の自然資源管理に関する各種業務

b) 対象国又は同類似地域：アフリカ地域及び全途上国

c) 語学能力：英語、なお、仏語もできると望ましい。

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	—	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(34)	
	業務主任者のみ	
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／自然環境保全政策／気候変動対策</u>	(34)	
ア) 類似業務の経験	13	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	
ウ) 語学力	6	
エ) 業務主任者等としての経験	7	
オ) その他学位、資格等	5	
(2) 業務従事者の経験・能力：<u>砂漠・乾燥地の自然資源管理</u>	(16)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	

第3章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

1. 業務の背景・経緯

アフリカにおいては、世界の16%にあたる約9.4億haの森林が存在し、各国の社会経済開発の基盤となっていると同時に、グローバルレベルの気候変動対策や生物多様性保全において重要な役割を担っている。近年、世界全体では森林減少の速度が緩やかとなっている一方で、アフリカでは、過去30年で森林の減少速度は増加し続けており、2010年から2020年の直近10年間ではその速度が最大となっている（FAO 2020年）。また、人口増加や人間の社会活動による土地利用変化、気候変動の影響による土地劣化が進行し、アフリカ全体の45%が砂漠化の影響を受け、生活を自然資源に依存する人々の脆弱性を増加させているとともに、紛争や国内外への移民増加の要因となっている（UNCCD 2019年）。

社会経済発展が急務なアフリカにおいて、持続可能な社会を実現していくためには、土地利用を最適化し、森林を含む自然資源の保全と利用を両立することが必要である。また、アフリカにおける土地利用起源の二酸化炭素排出の割合は他セクターに比べ一般的に高い傾向にある。この点で、適切な土地利用計画の下、重要生態系・生息地域は保護及び回復させ、開発が必要な場所は自然資源の持続可能な管理・利用を推進することが必要である。しかしながら、アフリカにおいては、①政策・計画の不備や実効性の不足、②モニタリング及び評価を行うための基礎データ・システム整備の不足、③自然資源の減少・劣化の対策手法の確立と実証の不足、④事業を実施・スケールアップするためのリソース等の不足などが、大きな阻害要因となっている。

これらの課題に対し、近年、技術の進展や民間投資の増加、国際気候資金や炭素市場へのアクセスといった新たな機会がある一方、国連気候変動枠組み条約（UNFCCC）下で各国が掲げる野心的な国家目標の達成や、高い技術レベルで要求される温室効果ガス排出削減効果の報告やその他技術的対応事項、民間セクターを含む多様なステークホルダーとの協働など、アフリカが国際枠組みの下で、国家開発アジェンダを達成し、国際社会の一員として責務を果たしていく上では、これまで以上に多くのチャレンジに直面している。

このようなアフリカの国々が抱える課題に対し、JICA 地球環境部 森林・自然環境グループは、気候変動、農業、水といった関連セクターとも連携し、開発途上国の自然資源管理を担う中央及び地方政府の担当部局を主たる対象に、科学的知見に基づく有効な政策・計画の策定、現場で変化をもたらす具体的な事業モデルの構築と制度化、モデル事業のスケールアップに必要な能力向上等の支援をこれまで行ってきた。しかしながら、気候変動や新型コロナウイルスの世界的流行が経済面への負の影響を強める中、2030年までに、アフリカが誰も取り残されない、持続可能な社会を実現するには、リープフロッグ型の発展・成長がこれまで以上に求められている。その上で有効な方策として、市場メカニズムも活用した資金動員やイノベーション技術、デジタル・トランスフォーメーションといったものに加え、いま改めて伝統知（indigenous knowledge）の活用や知識共有（knowledge sharing）の重要性が見直されている。

上述のとおり、JICAは、アフリカにおいて、近年の気候変動対策を含む自然環境分野で二国間協力及び地域協力を通じてこれまで長年の協力を実施してきており、政策・計画策定から、

森林資源把握、住民参加型の活動などにより、多くの現場レベルでの開発インパクトの発現と人材育成に寄与してきた。これまで JICA が支援をしてきたアフリカの事業において得られてきた知見・経験・教訓は、当該国・地域において蓄積・活用されている一方、プロジェクト対象国や地域を超えた共有や活用の観点では、一層の活用の余地が残されている。さらに、近年、JICA が特定国もしくは地域で支援してきた森林把握の技術開発や、資金アクセス強化、民間連携といった比較的新しい支援アプローチの事例や教訓が積みあがってきており、これまで南部アフリカ、中部アフリカ、アフリカの角・サヘル地域で行ってきた広域協力によるネットワークの基盤もできていることから、JICA がアフリカの国々と、また国際開発パートナーとこれまでに共創してきた膨大な知見を戦略的に活用する好機となっている。さらに、JICA 以外の日本の関係省庁や研究機関、NGO 等の機関においても同様に有用な知見が蓄積されていると考えられる。近年、持続可能な社会を実現するため、SDGs の下、パリ協定における気候変動対策、生態系回復の 10 年、ボン・チャレンジといった国際的な枠組において、自然資源を保全し、回復させ、持続的に利用するための取組が世界で行われているが、日本とアフリカにより共創されてきた知見（以下、「共創知」）は、これら国際的な上流政策を各国の現場レベルで確実に実践し、着実なインパクトを生じさせていく上で大きく貢献できると考えられる。

近年、持続可能で誰も取り残されない社会を目指す上で、「自然を基盤とした解決策 (Nature-based Solution : NbS)」という考え方が国際的に注目されている。NbS は、「社会の課題に順応性高く効果的に対処し、人間の幸福と生物多様性に恩恵をもたらす、自然あるいは改変された生態系の保護、管理、再生のための行動」（IUCN 2016 年）と定義されている。上述の背景と NbS の考え方を踏まえ、また、2022 年に予定されている「第 8 回東京アフリカ会議 (TICAD 8)」の機会を捉え、JICA の自然環境分野の対アフリカ支援への一層の貢献を目的として、JICA は、「アフリカの森から世界を変えるナレッジプログラム」（以下、「本プログラム」）を立ち上げることとした。本プログラムは、アフリカが 2030 年までに持続可能な社会を実現する上での自然資源の保全や管理、持続的な利用の上でのボトルネックを明らかにした上で、これまで我が国が対アフリカ協力により得てきた自然資源分野の現場レベルの知見や経験、事業モデル等を「SDGs 達成に向けた NbS のための効果的なアプローチ」としてアフリカの国々や国際社会の関係者が活用できる状態で提供すると同時に、SDGs 達成に資する効果的な自然資源管理のあり方に関する政策提言を行う。さらに、JICA の自然環境分野のアフリカ地域の戦略的な実施や、NbS を含む自然環境及び気候変動分野の国際議論への貢献とそれによる我が国・JICA 支援プレゼンスの向上、幅広い関係者との連携を一層促進していく上での一助となることを目的とするものである。

2. 業務の目的と範囲

2-1. 業務の目的

本業務は、「アフリカの森から世界を変えるナレッジプログラム」の実施促進に資する情報の収集、分析、整理、発信を通じた調査を行うものである。

2-2. 対象地域

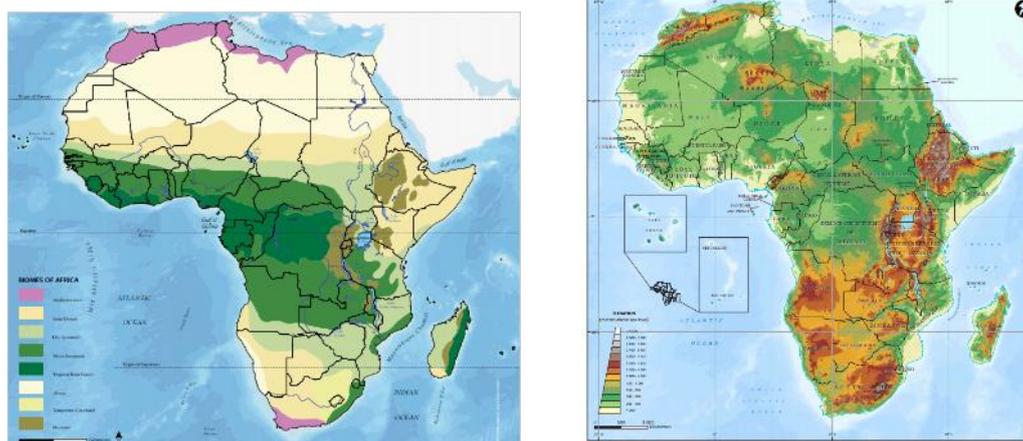
アフリカ全土（マダガスカル含む）を対象とする。なお、アフリカにおける主要な生物群系区分は以下の表のとおりであり、Africa Biome Map / Africa Elevation Map (UNEP Africa Atlas of our changing environment, 2013) を参考とし区分した。なお、一か国において複数の生物群系 (Biome) 区分が存在する場合もあるため、あくまで主たる生物群系としての区分けとしている。「4. 業務の内容」に示す活動におけるナレッジのまとめにおいては、これらの全区分の地域のうち、特に、熱帯、サバンナ、砂漠・砂漠化移行帯の 3 区分を網羅してまとめるよう留意する。

なお、本仕様書では、熱帯、サバンナ、砂漠・砂漠化移行帯を、便宜上 2 つに分け、熱帯地域（熱帯及びサバンナの一部）及び乾燥・半乾燥地域（サバンナの一部及び砂漠・砂漠化移行帯）としている場合がある。

アフリカにおける主要な生物群系区分と本業務における対象国

アフリカにおける 主要な生物群系区分	対象となる国
熱帯	コンゴ民、コンゴ共、カメルーン、ガボン、赤道ギニア、中央アフリカ、リベリア、シエラレオネ、マダガスカル
サバンナ	アンゴラ、ボツワナ、ジンバブエ、ザンビア、モザンビーク、タンザニア、マラウィ、レソト、エスワテニ、ウガンダ、ルワンダ、ブルンジ、南スーダン、ナイジェリア、ベナン、トーゴ、ガーナ、コートジボワール、ギニア、ブルキナファソ、セネガル、ガンビア、ギニアビサウ
砂漠・砂漠化移行帯	ケニア、エチオピア、ソマリア、エリトリア、スーダン、チャド、ニジェール、マリ、モーリタニア、エジプト、ナミビア、南アフリカ
地中海性植生	モロッコ、アルジェリア、チュニジア、リビア
山地帯	(エチオピア、ルワンダ、ブルンジ、マダガスカル) ※上記のうち、山地帯を含む国を記載。

(参考) Africa Biome Map (左) 及び Africa Elevation Map (右)



(出典 : UNEP Africa Atlas of our changing environment, 2013)

2-3. 関係機関

本プログラムは開発途上国政府の要請に基づいておらず、JICAが独自に事業を行うものであるが、本業務の実施においては、必要に応じ、過去及び現在、JICAが協力を実施する国の自然資源等を所管する中央・地方政府及び研究機関等に対し、ヒアリングや意見交換を行うことを想定する。

2-4. 業務の範囲

本業務に従事するコンサルタントは、上記「2-1. 業務の目的」を達成するために、「3. 業務の方針および留意事項等」に十分に配慮しながら、「4. 業務の内容」に示された業務を行う。また、業務の進捗に応じて、「5. 報告書等」に示された報告書を作成し、JICAに対して説明・協議の上、提出するものとする。

3. 業務の方針および留意事項等

3-1. 業務の実施方針

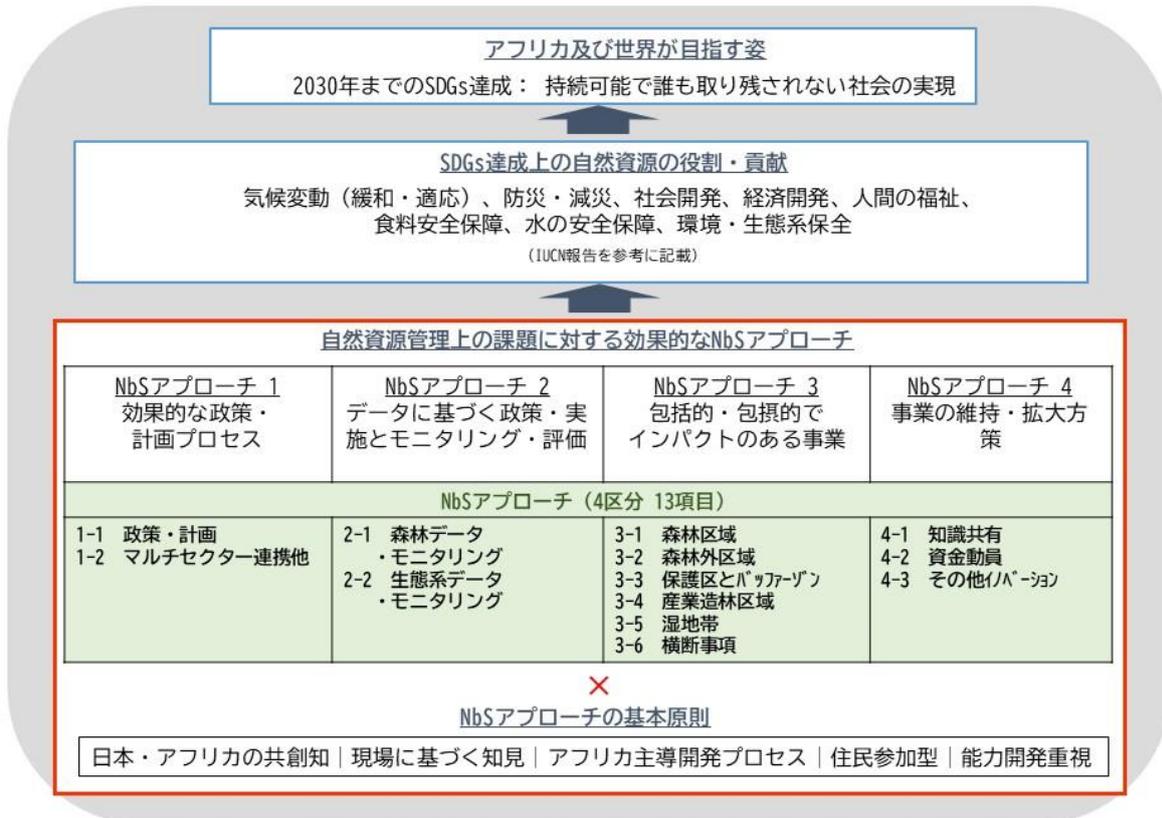
(1) 本業務は、以下の本プログラムの実施方針を踏まえ、実施する。

- 1) 本プログラムは、NbS の考え方を踏まえ、自然資源の社会経済開発上の役割及び貢献を認識した上で、アフリカが抱える自然資源保全及び持続的な利用上の課題を特定し、JICA を中心とする我が国のこれまでの対アフリカ支援において現場で得てきた知見や経験をもとにそれら課題への解決策を「SDGs 達成に向けた NbS のための効果的なアプローチ」（以下、「NbS アプローチ」）として特に開発プロセスの視点から提示することを目的とする。これには、国際的に公開されている効果的な自然資源管理に資する情報やツールなどの活用を含む。また、本プログラムの主な対象者は、アフリカ各国の政策決定者及び実務者、関連する国内外の関係者（NGO、国際機関、学生等）である。なお、本業務でまとめる有用な知見を「ナレッジ」と総称する。
- 2) 本プログラムでは、「NbS アプローチ」について、①政策・計画、②データ・モニタリング、③現場での実践、④スケールアップ、の4つの視点から提示し、さらにその統合的な実施による、SDGs 達成のための自然資源管理のあり方を提示する。この上では、①日本・アフリカの共創知、②現場に基づく知見、③アフリカが主導する開発プロセス、④住民参加型、⑤能力開発重視を、「NbS アプローチ」をまとめる上での基本原則とする。
- さらに、これら4区分したアプローチをさらに詳細化し、合計13項目のNbS アプローチ（下記及びイメージ図参照）を想定する。

区分	項目
<u>NbS アプローチ 1</u> 効果的な政策・計画プロセス	1-1 政策・計画 1-2 マルチセクター連携他
<u>NbS アプローチ 2</u> データに基づく政策・実施とモニタリング・評価	2-1 森林データ・モニタリング 2-2 生態系データ・モニタリング
<u>NbS アプローチ 3</u> 包括的・包摂的でインパクトのある事業	3-1 森林区域 3-2 森林外区域 3-3 保護区とバッファゾーン 3-4 産業造林区域 3-5 湿地帯 3-6 横断事項
<u>NbS アプローチ 4</u> 事業の維持・拡大方策	4-1 知識共有 4-2 資金動員 4-3 その他イノベーション

1) 及び 2) を踏まえた「SDGs 達成に向けた NbS のための効果的なアプローチ」の枠組みのイメージは、以下のとおり。

「SDGs達成に向けたNbSのための効果的なアプローチ」の枠組み



(2) 対象案件

- 1) 本業務のレビュー対象は、1980年代から現在まで JICA がアフリカの自然環境分野で実施した事業（技術協力、円借款、無償資金協力、草の根事業、基礎情報収集調査等）合計 114 件（リスト：別添「現在まで JICA がアフリカの自然環境分野で実施した事業」）である。
- 2) その他、ウェブサイト等で入手可能な JICA 森林・自然環境グループが所管する以外の JICA 案件（農業分野等）や林野庁を含む日本の機関によるアフリカ支援や関連調査等の成果の活用の提案も可能とする。

(3) 業務に対する提案

本業務の方針や想定する活動は、本仕様書に記載のとおりであるが、「4. 事業の内容」を中心とした本仕様書の内容について、プロポーザルにおける積極的な提案を歓迎する。

3-2. 業務実施上の留意事項

- (1) 本業務で構築・運用するポータル（ウェブサイト）及び SNS（「4. 業務の内容」参照）は、本業務の契約の終了（2023年4月頃）をもって、JICA に移管することを想定している。JICA は、その後、2025年の TICAD 9 までを目途に本ポータル及び SNS を維持する予定である。
- (2) JICA は、現在、「サヘル・アフリカの角 砂漠化対処による気候変動レジリエンス強化イニシアティブ（AI-CD）」を実施しており、その中で、我が国の協力を 25 件程度まとめ、ウェブサイト (<http://aicd-africa.org/>) 上で公開している。本業務では、必要な確認や適切な引用等を行った上で、これらの情報を活用することが可能と想定する。

(当該ページ) <http://aicd-africa.org/archives/category/japanscooperations>

- (3) 本プログラムは、現場ベースのナレッジのまとめを特徴としていることから、情報収集や分析の段階で、アフリカに知見がある関係者に可能な限りヒアリングを行う。JICA 外の関係者には謝金・原稿料支払いによる対応を想定している²。

3-3. 渡航想定国

現時点で想定する渡航想定国、目的は以下のとおりであるが、プロポーザルで提案可能。JICA の過去案件の現地調査の想定国については、近年 10 年くらいで投入量の多い国を中心に候補を選定し、当該国での調査対象と想定する関連案件は、「別添：現在まで JICA がアフリカの自然環境分野で実施した事業」における番号で例示した。チュニジアは、TICAD 8 の開催国であることから候補とした。また、セミナー実施の想定国は、現時点で実施中の案件があり、投入規模が比較的大きい国から候補を選定した。

渡航先・目的	TICADサイドイベント・現地セミナー	過去案件の現地調査/関連案件番号	アフリカ・国際機関との対話
ケニア	● (セミナー)	● (35、36、40、41等)	●
セネガル		● (60～63、65等)	●
カメルーン及びコンゴ民主共和国 (連続渡航想定)	● (コンゴ民におけるセミナー)	● (27、28、49、50等)	●
エチオピア		● (8、9、11、12等)	●エチオピア政府及びアフリカ連合
チュニジア	● (TICAD)	● (70～72)	●
イタリア			●FAO

※渡航に関する想定は以下のとおり。

1 か国につき渡航は各 1 回。業務従事者によるのべ渡航回数は 11 回。カメルーン及びコンゴ民主共和国は連続渡航、イタリアはいずれかの渡航との組み合わせとする。コンゴ民主共和国は、キンシャサ市のみの渡航。他の国も基本的に首都での調査及びセミナー実施とするが、過去案件の現地調査において必要であれば、地方への渡航を提案可能。

3-4. 業務スケジュール

現時点で想定する本業務のスケジュールは以下のとおりであるが、状況に応じて変更する可能性がある。また、現地セミナーや現地調査の実施時期は、コンサルタントからの提案を踏まえ、JICA と協議し決定する。³

² JICA 外の関係者への謝金・原稿料は、別見積りとする。「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン (2017 年 6 月版)」を適用し、関係者へのヒアリングにより知見の共有を受ける場合は、表 1 講師謝金単価表 (P. 10) を、文章による場合は、表 2 原稿謝金単価表 (P. 11) を適用する。20 名程度へのヒアリングを想定している。

³ 業務のスケジュールはプロポーザルで提案可能。

【2021 年度】

- 11 月頃 業務開始
(2021 年度中に現地渡航 1~2 か国程度を想定。)

【2022 年】

- 6 月頃 ポータルの公開開始（その段階でできているページを対象）及び SNS の運用開始
- 7 月頃 TICAD 8 での発表に向けた中間報告書の完成とポータル上の情報の充実化（下記 4. で示す業務の内容のうち、1/2~2/3 程度がまとまっていることを想定）
- 8 月頃 TICAD 8（チュニジア）におけるサイドイベント実施
※TICAD の開催時期は未定であり、9~11 月頃になる可能性もある。
(2022 年度中に全ての現地渡航を実施する。)

【2023 年】

- ウェブの維持、SNS 発信
- 4 月頃 最終報告書完成

4. 業務の内容

上記「3. 業務実施上の留意事項」を踏まえ、以下に示す業務の内容を実施する。

4-1. 活動 1 アフリカの自然資源管理の課題分析を行い、その解決のための効果的アプローチに関する関連ナレッジをまとめる。（国内作業中心）

- (1) 活動 1-1 アフリカの自然資源管理の現状と課題を分析し、適切な自然資源管理を行う上でのボトルネックを特定する。
 - 1) 活動 1-1-1 アフリカ各国が目指す持続可能な社会の実現に向けて、自然資源管理及び自然資源分野の気候変動対策における現状と課題、適切な自然資源管理上のボトルネックを特定するため、グローバル及びアフリカ地域レベルの当該分野で発表されている主要な報告書を中心に分析する。
 - 2) 活動 1-1-2 活動 1-1-1 を踏まえ、さらに日本・JICA の知見を加えることで分析を深化させ、アフリカの自然資源管理の現状と課題、適切な自然資源管理を行う上でのボトルネックを特定する。なお、本分析により特定されたボトルネックに対する解決策として、活動 1-2 でまとめる「NbS アプローチ」を提案するため、両者の間の整合性を確保することに留意する。
- (2) 活動 1-2 活動 1-1 を踏まえ、これまでの我が国の対アフリカ協力及び国際社会とのパートナーシップによる自然環境分野の協力による成果と教訓が広く活用できるものを特定し、「NbS アプローチ」として、関係者が活用できる形で 30 件程度整理する。
 - 1) 活動 1-2-1 3-1. (2)に記載の「対象案件」をレビューし、候補となる案件を絞り込む。
 - 2) 活動 1-2-2 活動 1-2-1 で特定した候補となる案件や、複数の案件に共通するアプローチ等を、3-1. (1)に記載の「自然資源管理上の課題に対する効果的な NbS アプローチ」（4 区分 13 項目）として、合計 30 件程度まとめる。

なお、「NbS アプローチ」として、JICA が現時点で想定するもの（特に JICA が強みを持つと考える分野）を下記に例示する。また、まとめにあたっては、下記のフォーマットを利用する。」

JICA が想定する NbS アプローチの例

NbSアプローチ	内容	関連事業の一例 (※案件リスト番号 ⁴)
NbSアプローチ 1「効果的な政策・計画プロセス」		
1-1 政策・計画	<ul style="list-style-type: none"> 森林・自然資源・REDD+等に関する政策・法・戦略・計画策定 土地制度を踏まえた計画プロセス 	41、50 92
1-2 他セクターとの連携他	<ul style="list-style-type: none"> REDD+マルチセクター連携 エコツーリズムの実施等における連携 	28、50 22
NbSアプローチ 2「データと科学的根拠に基づく政策立案・実施とモニタリング・評価」		
2-1 森林データ・モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> 国家森林モニタリングシステム構築 国家・地域インベントリ実施と地図作成（特に現場での現地調査や能力強化） 森林排出参照レベル構築（特に森林管理にも活用できるwall to wall方式） JJ-FASTを活用した各国レベルの森林モニタリングや違法行為の取り締まり 	21、28、41、49、50、83、108、110
2-2 生態系データ・モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> 総合生態系調査 	5、6、74
NbSアプローチ 3「包括的・包摂的でインパクトのある事業実施」		
3-1 森林区域	<ul style="list-style-type: none"> 森林減少・劣化抑制（REDD+含む）、森林増加、気候変動緩和策、適応策 森林保全区・水源林管理 	28、50、102、110
3-2 森林外区域	<ul style="list-style-type: none"> 農地や宅地等における森林・樹木増加・管理 	35、36、40、41
3-3 保護区とバッファゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 住民との協働による統合的保護区とバッファゾーン管理 	78、102
3-4 産業造林区域	<ul style="list-style-type: none"> 公的資金による大規模造林 民間連携による産業造林 	70、71
3-5 湿地帯	<ul style="list-style-type: none"> 湿地・マングローブ等保全 泥炭管理 	4、62、63
3-6 横断事項	<ul style="list-style-type: none"> 市場・ビジネスとリンクした自然資源管理 効果的・効率的な農民間普及手法/住民参加型の自然資源管理 先住民の参画や配慮を行ったプロセス 	9、12、15、102 11、60、61、92、98 22、29
NbSアプローチ 4「事業を維持・拡大するための方策」		
4-1 知識共有	<ul style="list-style-type: none"> 優良事例収集・普及手法 	2、41
4-2 資金	<ul style="list-style-type: none"> 資金アクセスの強化 気候・環境資金の活用 	2 50

⁴ 「別添：現在まで JICA がアフリカの自然環境分野で実施した事業」を指す。

4-3 その他（イノベーション等）	・ 衛星技術やDXを活用したツールやアプローチ	21、28、41、49、50、83、108、110
-------------------	-------------------------	---------------------------

NbS アプローチのまとめ用フォーマット

項目	内容
Title	NbSアプローチを端的に示す題名
Short Description	NbSアプローチを3~5行で概要を記載
Biome	生物群系区分
Target	ナレッジ共有の対象（森林行政官、普及員、地域住民等）
Key points	ハイライトすべき特徴等
Introduction	現地の元々の状況、課題、事業期間、対象地のagroclimatic zoneや土地利用形態、事業目的等
Approach/Methodology	アプローチ、方策、適用技術、使用機材、投入、普及方法等
Impact	生計、環境、社会、経済上のインパクト、サクセスストーリー、関係者の声等
Sustainability	事業の実施・持続性に必要な前提条件及び持続性確保のための工夫
Innovations	実施上の創意工夫のポイントや新規性
Constrains/Risks	実施上の困難やリスク
Lessons learned	事業から得られた教訓や留意点
Report/Tool/Guideline	作成された報告書、ツール、ガイドライン
Information on the project	事業実施者等の情報
Remarks / Acknowledgement	本情報の執筆者や協力者、その他の情報

（出典 Capacity Development Project for Sustainable Forest Management (CADEP-SFM) で策定された優良事例収集・まとめツールを参考に作成）

(3) 活動 1-3 活動 1-1 を踏まえ、アフリカを取り巻く自然資源管理に関するニーズの高い課題への対応方策のうち、現時点で国際的に開発・公開されているシステムやツール、技術などを特定し、「NbS アプローチ」として活用できる形で 10 件程度整理する。

1) 活動 1-3-1 現時点で国際的に開発され、公開されている、自然資源管理に資する情報、技術、データ、システム、ツール等のうち、アフリカの各国による活用が期待できるものを特定する。候補となり得るものは以下のとおり。

- 森林情報把握：Global Forest Resources Assessments (FAO)、樹木被覆率の捕捉手法 (FAO 等)、Global Forest Watch (WRI)、Open Foris (FAO)
- 開発アプローチ：Farmer Field School (FAO)

2) 活動 1-3-2 活動 1-3-1 で特定した情報を 3-1. (1)に記載の「自然資源管理上の課題に対する効果的な NbS アプローチ」（4 区分 13 項目）にそった形で、合計 10 件程度まとめる。これには、以下の情報を含む：Title（題名）、Short Description（概要）、Target（共有の対象）、Introduction（各国における活用方法や事例など）、Report/Tool/Guideline（参照可能な報告書、ツール、ガイドライン等）、Information on developer（作成者の情報等）。

(4) 活動 1-4 活動 1-1～1-3 を踏まえ、自然環境分野のアフリカ各国政策決定者や国際・地域開発機関等を主たる対象者に、SDGs 達成に向けた自然資源管理のあり方に関する政策提言をまとめる。この上では、政策、データ、実施、スケールアップの各プロセスの包括的な計画・実施や、活動 1-2 及び 1-3 で整理した NbS アプローチのまとめや教訓を含めた形で提示する。

(5) 活動 1-5 ケニア政府（主にケニア森林研究所（KEFRI））が今後実施予定の JICA 新規技術協力の地域協力コンポーネントで行う予定である、過去の両国協力の知見・成果のまとめ（内容：耐乾性林木育種、社会林業、優良事例の農民への普及手法等。TICAD 8 までにある程度のまとめが行われる想定）を本プログラムで活用するための調整を行う。この活動は、JICA が方針の検討やケニア側との特に初期段階の調整を行う。また、当該新規案件は今年度内に開始予定であるが、その詳細は、契約交渉時に共有する予定。

1) 活動 1-5-1 KEFRI が作成する文書等の進捗を把握し、本プログラムで作成する報告書及びポータルに加えるべく、KEFRI と必要な調整を行う。

2) 活動 1-5-2 KEFRI の知見や作成した文書等を本プログラムの成果物において活用する。

(6) 活動 1-6 活動 1-1～1-5 をまとめ、国内外の幅広い関係者に共有するための報告書（英文、仏文、和文要約）を作成する。報告書は、TICAD 8 前に中間報告書、契約終了時に最終報告書を作成する。

(7) 活動 1-7 活動 1-1～1-6 をまとめ、活動 4 で構築するポータル（ウェブサイト）に掲載可能な形で整理する。

4-2. 活動 2 過去の JICA 協力事業の一部について、現状の把握と案件のインパクトの分析や教訓の抽出を行う。（国内作業及び現地渡航）

(1) 活動 2-1 活動 2 の対象となる事業を 5 件程度選定する。なお、選定にあたっては次の点に留意する。

- 1) 上述「2-2. 対象地域」に記載の「生物群系区分」を広くカバーし、各生物群系区分の代表的な取り組みとして紹介することを念頭において、対象国・事業の選定を行う。
 - 2) 本プログラムは、NbS の好事例として、JICA とアフリカの共創知としての紹介を目的としているため、この観点で対象とすることが望ましい案件を選定する。
 - 3) 上述 2) に関連し、事業実施当時に関わった相手国側／日本側関係者や、有識者からの聞き取りなどを通じて選定することが考えられ、安全管理面等も考慮し、現地調査が可能な国・地域の事業の選定を行う。
- (2) 活動 2-2 活動 2-1 で選定した事業を対象に現地調査を実施し、事業評価結果や指標のその後の推移やインパクトの発現状況を確認する。また過去のカウンターパートや裨益者、該当国有識者へのヒアリング等を通じて、成果の持続性やスケールアップに繋がった要因やうまくいかなかった事例も含め、教訓の抽出を行い、取りまとめる。
- (3) 活動 2-3 活動 2-1 及び 2-2 で得られた結果は、本事業で行う分析や「NbS アプローチ」としてのまとめ、政策提言等で活用する。

4-3. 活動 3 アフリカ各国政府・国際機関との対話への参加と支援を行う（現地渡航および国内から遠隔実施）

- (1) 活動 3-1 JICA 森林・自然環境グループが現地渡航もしくは遠隔により（もしくは現地 JICA 事務所が現地で）行う予定としている、アフリカ各国及び国際機関等とのナレッジの深化、本プログラムの発信、パートナーシップ強化、今後の協力の方向性等に関する対話に関し、本事業実施上で得られた知見や成果に関し、JICA に必要な情報の提供や、対話への参加を行う。参加した対話については、面談録を作成する。なお、現時点で、10 件程度の対話を想定しており、ケニア、セネガル、カメルーン、コンゴ民、エチオピア、チュニジアの各国政府、アフリカ連合（AU）、国連食糧農業機関（FAO）、国際自然保護連合（IUCN）、国連環境計画（UNEP）等が候補である。
なお、対話の内容が、本業務に限られる場合は、コンサルタントのみによる対話を行う可能性がある。

4-4. 活動 4 「アフリカの森から世界を変えるナレッジプログラム」に関し、効果的な発信及び広報を行う。（国内作業）

- (1) 活動 4-1 活動 1 で作成した報告書に関し、要約版パンフレット（和文、英文、仏文）を作成する。想定する内容は、以下のとおり。
- 1) A4 で 4 ページ（見開きで 2 枚）程度を想定する。魅力的なものとなるよう、関連する写真などを含める。
 - 2) 英文及び仏文の印刷物をそれぞれ 100 部作成する。また、和文を含む 3 言語の電子版（PDF）を作成する。これらは、TICAD 8 の前を想定する。
- (2) 活動 4-2 「アフリカの森から世界を変えるナレッジ」ポータル（ウェブサイト）の立ち上げ、運用、維持管理を行う。ウェブサイトのデザイン、維持管理については再委託を認める。
- 1) 活動 4-2-1 「アフリカの森から世界を変えるナレッジ」ポータル（ウェブサイト）を立ち上げ、本業務で整理した情報を掲載する。内容は、以下のとおりであり、基本的には作成した報告書の内容が中心となることを想定する。

- 2) 言語は、英語及び仏語の2言語での運用を基本とし、トップページ1ページ、下層ページ50~60ページ程度を想定（そのうち約40ページは、活動1-2及び1-3で作成する計40件程度のNbSアプローチ等の各情報ページを想定）。
- 3) 参考イメージは、「サヘル・アフリカの角 砂漠化対処による気候変動レジリエンス強化イニシアティブ (AI-CD)」ウェブサイト (<http://aicd-africa.org/?ln>)。
- 4) インターネット環境が悪い後発開発途上国でも表示可能な軽いサイト（1Mbps程度の接続環境を想定）としつつ、ユーザーの関心を引き付けるデザインとする。タブレットやスマートフォンでの表示にも対応させる。
- 5) コンテンツ案は以下を含む：①トップページ、②更新・関連情報、③本プログラムやサイトの使い方の紹介、④本プログラムの全体像や成果物へのリンク、⑤本プログラムが提示するアフリカにおける自然資源管理のあり方に関する政策提言に関するページ、⑥本プログラムが提案する「NbSアプローチ」（全30件程度）、⑦国際的に公開されているシステムやツール、ケニア政府がまとめた関連文書等（11件程度）、⑧関連リンク等。
- (3) 活動4-3 情報発信・共有のためのSNS等（LinkedIn、Facebook、Twitter等）の専用アカウントを2つ開設し、情報更新を行う。具体的な内容は以下のとおり。
- 1) SNSでの情報発信は月5回程度を想定。内容としては、ポータルサイトの更新情報や報告書に記載のナレッジの紹介等。2つのSNSの内容は同じものを基本とし、記事は英語及び仏語の併記もしくは、各言語での投稿とする。
- 2) SNS等への投稿における質問やダイレクトメッセージへの返信（コメント）は、返信する必要性が高く、かつ、回答可能な問い合わせについては返信し、回答できないものについては、JICAに連絡する。関連性が低いものについては、返信を必須としない。
- (4) 活動4-4 「アフリカの森から世界を変えるナレッジ」発信強化のための取組を行う。
- 1) 活動4-4-1 ロゴを1つ作成する。案を3パターン程度提案し、デザインの確定にあたってはJICAの合意を得る。本業務については再委託を認める。
- 2) 活動4-4-2 発信強化のため、グッズとして、クリアファイル及びシールを各100部作成する。本業務については再委託を認める。
- (5) 活動4-5 TICAD 8での発信を支援する。
- 1) 活動4-5-1 JICAがTICAD 8（2022年8~11月頃の想定）で計画する本プログラムに関するサイドイベントの実施を支援する。これには、以下の業務を含む。なお、登壇者・参加者の招聘業務は含まない。
- ① JICAが作成するサイドイベントの企画案を踏まえ、プログラムや登壇者の案やロジスティクス面の計画を作成する。サイドイベントは、2時間程度を1回、登壇・発表者10名程度、参加者は100名程度、JICAによる開発途上国からの招聘者（主に発表者）は5名程度と想定する。
- ② イベントの実施に向けて関係国/機関、登壇者、招聘者、イベント担当者等との連絡・調整を行う。
- ③ JICAや他の関係者と協力の上、イベントの運営補助（資料の準備や当日のロジ支援等）を行う。
- ④ イベントの実施報告（和・英・仏文、A4 2~4ページ程度、写真含む）を作成する。本資料作成においては広報における活用を想定して内容・体裁を整えること。

- ⑤ 本イベントをライブ配信（Youtube 等）する。
- (6) 活動 4-5-2 JICA が計画する本プログラムに関する現地セミナー（計 2 回の想定）の実施を支援する。これには、以下の業務を含む。なお、本セミナー実施国は、活動 2「過去の協力事業の現状の把握」のための渡航と同時に行うことを想定する。本セミナー実施にあたっては、現地 JICA 事務所及び実施中の JICA 事業がある場合には、当該プロジェクトによる支援を想定し、コンサルタントが一から調整を行うことは想定しない。現地セミナーは、2～3 時間程度を 1 回、発表者 10 名程度、参加者は 30～50 名程度、JICA による第三国からの招聘者は想定しない。
- 1) JICA が作成するセミナーの企画案を踏まえ、プログラムや登壇者の案やロジスティックス面の計画を作成する。
 - 2) セミナーの実施に向けて関係国/機関、登壇者、招聘者、セミナー担当者等との連絡・調整を行う。
 - 3) JICA や他の関係者と協力の上、セミナーの運営補助（資料の準備や当日のロジ支援等）を行う。
 - 4) セミナーの実施報告（和・英・仏文、A4 2～4 ページ程度、写真含む）を作成する。本資料作成においては広報における活用を想定して内容・体裁を整えること。
- (7) 活動 4-5-3 JICA が計画する本プログラムに関するウェビナー（計 2 回の想定）の実施を支援する。これには、以下の業務を含む。なお、本ウェビナーは、熱帯地域（熱帯およびサバンナの一部）と乾燥・半乾燥地域（サバンナの一部及び砂漠・砂漠化移行帯）それぞれ 1 回ずつ、英仏同時通訳で実施することを想定する。
- 1) JICA が作成するセミナーの企画案を踏まえ、プログラムや登壇者の案やロジスティックス面の計画を作成する。
 - 2) セミナーの実施に向けて関係国/機関、登壇者、招聘者、セミナー担当者等との連絡・調整を行う。
 - 3) JICA や他の関係者と協力の上、セミナーの運営補助（資料の準備や当日のロジ支援等）を行う。
 - 4) ウェビナーの実施報告（和・英・仏文、A4 2～4 ページ程度、写真含む）を作成する。本資料作成においては広報における活用を想定して内容・体裁を整えること。

5. 報告書等

5-1. 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下の通りとする。また、各報告書の記載項目（案）は、JICA とコンサルタントで協議、確認する。最終成果品は最終報告書とし、提出期限は履行期間の末日とする。

報告書名	内容	提出時期	部数
業務計画書	共通仕様書の規定に基づく	契約締結日から起算して10営業日以内	和文1部、電子データ
業務計画書（英文・仏文）	業務計画書のうち、主要項目を記載したもの（分量は10ペ	契約締結日から起算して1か月後以内	英文・仏文各1部、電子デー

	ージ程度を想定)		タ
「アフリカの森から世界を変えるナレッジプログラム」中間報告書(英文・仏文)及び和文要約	提出時点までに得られた調査結果を英・仏文でまとめたもの及び和文要約。和文には、契約に関する業務のプロセス等も含める。	2022年7月	和文、英文、仏文各1部、電子データ
「アフリカの森から世界を変えるナレッジプログラム」最終報告書(英文・仏文)お及び和文要約	最終的に得られた調査結果を英・仏文でまとめたもの及び和文要約。和文には、契約に関する業務のプロセス等も含める。	2023年4月	和文4部、英文、仏文各10部、電子データ
進捗報告書(和文)	その時点までの業務の進捗をまとめたもの。和文要約(2ページ程度)を含めば、その他は英文でも可。	コンサルタントが部分払いを求めるとき	和文1部、電子データ

「アフリカの森から世界を変えるナレッジプログラム」中間報告書及び最終報告書(英文・仏文)の目次案は以下のものを想定する。

章立て	項目
冒頭	要約
1章	調査の概要
2章	調査の結果
2-1	アフリカにおける自然資源管理の課題
2-2	アフリカにおける適切な自然資源管理にかかる政策提言(総論)
2-3	アフリカにおける自然資源管理の課題解決のための効果的アプローチ(各論)
2-4	アフリカ各国政府及び国際機関との協議結果/現地調査結果
2-5	ナレッジの発信結果
3章	まとめ

最終報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本(ホチキス留め可)とする。報告書等の仕様、印刷、電子化(CD-R)の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

5-2. コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内及び海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付の上、JICAに提出する。

- 1) 今月の進捗、来月の計画及び当面の課題
- 2) 業務フローチャート

5-3. 収集資料等

最終報告書の和文要約には、契約期間中に収集した資料・データ及びリスト一式（JICA 図書館の定型フォーム）を添付すること。

第4章 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2021年11月～2023年4月の18か月間の予定で業務を行う想定とする。本業務の期分けは想定しないが、プロポーザルにおいて、期分けの提案も可能。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 全体11.84 人月（現地：3.19人月、国内8.65人月）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者／自然環境保全政策／気候変動対策（2号）（評価対象）
- ② 砂漠・乾燥地の自然資源管理（3号）（評価対象）
- ③ 熱帯地の自然資源管理
- ④ 広報・発信

(3) 国内再委託

以下の業務については、国内再委託を認めます（本見積とすること）。

- 「アフリカの森から世界を変えるナレッジ」ポータル（ウェブサイト）の立ち上げ（デザイン）、運用、維持管理
- 「アフリカの森から世界を変えるナレッジ」ロゴ作成
- 「アフリカの森から世界を変えるナレッジ」クリアファイル及びシール作成（各100部）

なお、現地業務においては、現地再委託による業務は想定していない。

(4) 配布資料／公開資料等 特になし

(5) 対象国の便宜供与

先方政府からの便宜供与は特に想定しないが、必要な情報について、現地 JICA 事務所より関連情報の提供が行われる予定。

(6) その他留意事項

1) 安全管理

渡航の計画にあたっては、最新の現地の治安と新型コロナの状況及び情報を踏まえ、JICA と相談の上、渡航国及び渡航先を決定する。

別添：現在まで JICA がアフリカの自然環境分野で実施した事業

番号	国名	案件名称	協力形態名称	開始日	終了日
1	アフリカ地域（広域）	コンゴ盆地における持続可能な熱帯林経営と生物多様性保全のための能力強化計画（ITTO 連携無償）	無償資金協力	2012/1/25	
2	アフリカ地域（広域）	サヘル・アフリカの角 砂漠化対処による気候変動レジリエンス強化イニシアティブ情報収集・確認調査	基礎情報収集・確認調査	2017/07/01	2020/03/31
3	ウガンダ	ウガンダ野生生物保全事業	草の根技術協力	2008/06/15	2011/03/21
4	ウガンダ	湿地管理プロジェクト	プロジェクト型	2012/01/15	2016/12/31
5	ウガンダ	ウガンダ野生生物保全事業 Phase2	草の根技術協力	2011/08/01	2014/03/31
6	ウガンダ	ウガンダ野生生物保全事業 Phase 3	草の根技術協力	2014/03/20	2017/03/31
7	エチオピア	南西部地域森林保全計画調査		1995/12/00	1997/01/00
8	エチオピア	ベレテ・ゲラ参加型森林管理計画プロジェクト	プロジェクト型	2003/10/01	2006/09/30
9	エチオピア	ベレテ・ゲラ参加型森林管理計画プロジェクトフェーズ2	プロジェクト型	2006/10/01	2012/03/31
10	エチオピア	森林保全計画（環プロ無償）	無償資金協力	2009/00/00	
11	エチオピア	オロミア州リフトバレー地域におけるFFSを通じた持続的自然資源管理プロジェクト	プロジェクト型	2013/06/01	2018/03/31
12	エチオピア	REDD+及び付加価値型森林コーヒー生産・販売を通じた持続的な森林管理支援プロジェクト	プロジェクト型	2014/07/06	2020/11/30
13	エチオピア	在来種による植林と環境教育を通じた住民組織による里山復元事業	草の根技術協力	2015/09/01	2021/04/30
14	エチオピア	砂漠化対処に向けた次世代型「持続可能な土地管理（SLM）」フレームワークの開発	プロジェクト型	2017/04/02	2022/04/01
15	エチオピア	農業及び森林・自然資源管理を通じた気候変動レジリエンス強化プロジェクト	プロジェクト型	2021/02/01	2026/01/31
16	ガーナ	移行帯地域森林保全管理計画調査		1997/9/00	1999/10/00
17	ガーナ	ガーナ移行帯地域参加型森林資源管理計画プロジェクト	プロジェクト型	2004/03/01	2009/03/01
18	ガーナ	森林保全計画（環プロ無償）	無償資金協力	2009/0/0	
19	ガボン	野生生物と人間の共生を通じた熱帯林の生物多様性保全プロジェクト	プロジェクト型	2009/09/09	2015/06/08
20	ガボン	森林保全計画（環プロ無償）	無償資金協力	2009/0/0	
21	ガボン	持続的森林経営に資する国家森林資源インベントリーシステム強化プロジェクト	開発計画調査型	2012/08/19	2018/02/28
22	ガボン	ムカラバ地域におけるインタープリテーション手法を用いた地域参加型エコツーリズム開発	草の根技術協力	2017/07/07	2020/06/30
23	カメルーン	森林保全計画（環プロ無償）	無償資金協力	2009/0/0	
24	カメルーン	コンゴ盆地持続可能な森林経営アドバイザー	個別専門家	2011/03/15	2014/03/14
25	カメルーン	コンゴ盆地森林生態系保全アドバイザー	個別専門家	2011/05/30	2014/05/29
26	カメルーン	コンゴ盆地持続的森林経営・気候変動アドバイザー	個別専門家	2014/04/29	2015/06/03

27	カメルーン	COMIFAC諸国における生物多様性保全・利用および気候変動対策促進プロジェクト	プロジェクト型	2015/08/11	2020/10/31
28	カメルーン	持続的森林エコシステム管理能力強化プロジェクト	プロジェクト型	2019/01/20	2024/01/19
29	カメルーン	在来知と生態学的手法の統合による革新的な森林資源マネジメントの共創プロジェクト	プロジェクト型	2018/07/05	2023/07/04
30	ケニア	林業育苗訓練技術協力		1985/11/26	1987/11/25
31	ケニア	林業育苗訓練センター建設計画	無償資金協力	1985/00/00	
32	ケニア	林業育苗訓練センター建設計画(2期)	無償資金協力	1986/00/00	
33	ケニア	社会林業訓練		1987/11/26	1997/11/25
34	ケニア	林業育苗訓練センター拡充計画	無償資金協力	1993/00/00	
35	ケニア	半乾燥地社会林業普及モデル		1997/11/26	2002/11/25
36	ケニア	半乾燥地社会林業強化プロジェクト	プロジェクト型	2004/03/29	2009/03/28
37	ケニア	野生生物保全教育強化プロジェクト	プロジェクト型	2005/02/14	2008/02/13
38	ケニア	アフリカ社会林業適用強化研修プロジェクト	プロジェクト型	2005/09/21	2009/10/21
39	ケニア	森林保全計画（環プロ無償）	無償資金協力	2010/3/8	
40	ケニア	気候変動への適応のための乾燥地耐性育種プロジェクト	プロジェクト型	2012/07/11	2017/07/10
41	ケニア	持続的森林管理のための能力開発プロジェクト	プロジェクト型	2016/06/12	2021/06/11
42	ケニア	不確実性下における気候変動適応対策の経済的評価に関する研究	研究	2016/04/01	2020/03/31
43	ケニア	新規案件（予定）	プロジェクト型	2021	2026
44	ケニア	水資源アドバイザー	個別専門家	2021/04/16	2024/04/15
45	コートジボワール	ラビドゥ・グラ地域保全林植林調査（在外ミニ開調）	開発調査	1999/03/00	1999/12/00
46	コートジボワール	森林保全計画（環プロ無償）	無償資金協力	2010/4/19	
47	コートジボワール	コミュニティ参加型森林回復計画（国際熱帯木材機関（ITTO）連携）	無償資金協力	2013/5/14	
48	コンゴ民主共和国	森林保全計画（環プロ無償）	無償資金協力	2010/5/18	
49	コンゴ民主共和国	持続可能な森林経営及びREDDプラス促進のための国家森林モニタリングシステム強化プロジェクト	開発計画調査型	2012/05/15	2017/12/31
50	コンゴ民主共和国	国家森林モニタリングシステム運用・REDD+パイロットプロジェクト	プロジェクト型	2019/04/21	2024/04/20
51	コンゴ民主共和国	森林・気候変動対策政策アドバイザー	個別専門家	2018/10/24	2021/10/23
52	ザンビア	南西地域チーク林資源開発		1994/07/00	1996/03/00
53	セネガル	森林防火対策計画	無償資金協力	1983	
54	セネガル	苗木育成場整備計画	無償資金協力	1991	
55	セネガル	苗木育成場整備計画(1期)	無償資金協力	1995	
56	セネガル	苗木育成場整備計画(1期)	無償資金協力	1996	
57	セネガル	第3次苗木育成場整備計画	無償資金協力	1998	
58	セネガル	沿岸地域植林計画	無償資金協力	2000	
59	セネガル	沿岸地域植林計画(1/2)期	無償資金協力	2001	

60	セネガル	総合村落林業開発計画プロジェクト		2000/1/15	2005/1/14
61	セネガル	総合村落林業開発計画プロジェクト（延長フェーズ）	プロジェクト型	2005/4/1	2008/03/31
62	セネガル	サムールデルタ及びプティコートにおけるマングローブの持続的管理計画	開発計画調査型	2001/12/01	2005/02/01
63	セネガル	サルームデルタにおけるマングローブ管理の持続性強化プロジェクト	プロジェクト型	2005/12/05	2008/03/31
64	セネガル	自然資源持続的管理アドバイザー	個別専門家	2008/10/11	2009/10/10
65	セネガル	劣化土壌地域における土地劣化抑制・有効利用促進のための能力向上プロジェクト	プロジェクト型	2011/03/04	2017/03/03
66	タンザニア	キリマンジャロ林業開発計画		1986/12/00	1992/05/00
67	タンザニア	キリマンジャロ林業開発計画		1993/01/00	2000/01/00
68	タンザニア	キリマンジャロ村落林業		1991/1/15	2000/1/14
69	タンザニア	ンゴロンゴロ自然保護区ビジターセンター展示及び視聴覚機材整備計画	無償資金協力	2010/10/00	
70	チュニジア	総合植林事業	有償資金協力	2000/3/00	2007/3/00
71	チュニジア	総合植林計画(Ⅱ)	有償資金協力	2008/3/00	2017/00/00
72	チュニジア	メジュールダ川流域森林管理計画		1986/12/00	1988/08/00
73	ブルキナファソ	地方苗畑改修計画	無償資金協力	1999/00/00	
74	ブルキナファソ	国立森林種子センター・地方森林種子局支援計画	無償資金協力	2004/06/00	
75	ブルキナファソ	植林アドバイザー	個別専門家		2007/01/01
76	ブルキナファソ	林業アドバイザー	個別専門家	2005/05/09	2008/05/08
77	ブルキナファソ	コモエ県森林管理計画調査	開発計画調査型	2002/07/01	2005/07/01
78	ブルキナファソ	コモエ県における住民参加型持続的森林管理計画プロジェクト	プロジェクト型	2007/07/01	2012/12/30
79	ブルキナファソ	国立水森林学校教育研修能力強化計画	無償資金協力	2010/12/00	
80	ブルキナファソ	苗木生産支援プロジェクト	プロジェクト型	2010/04/10	2013/03/31
81	ブルキナファソ	食糧生産性と現金収入向上のための住民目線に立った普及サイト創出及び活用プロジェクト	草の根技術協力	2014/11/7	2019/11/06
82	ベナン	北部保存林森林管理計画調査		1998/09/00	2001/02/00
83	ボツワナ	国家森林モニタリングシステム強化プロジェクト	開発計画調査型	2013/07/22	2017/12/27
84	ボツワナ	南部アフリカ地域持続可能な森林資源管理・保全プロジェクト	プロジェクト型	2015/06/16	2020/09/30
85	ボツワナ	森林管理・経済評価	個別専門家	2015/12/01	2017/11/30
86	ボツワナ	マスタープラン策定を通じた森林・草原資源の保全と持続可能な利用のための能力強化プロジェクト	プロジェクト型	2021/02/01	2025/01/31
87	マダガスカル	マンタスア及びチアゾンパニリ地域流域管理計画調査		1998/03/00	2000/12/00
88	マダガスカル	林業行政アドバイザー	個別専門家	1900/04/01	2008/03/01

89	マダガスカル	森林・自然環境保全アドバイザー	個別専門家	2007/01/12	2009/01/11
90	マダガスカル	アロチャ湖南西部地域流域管理及び農村開発計画調査	開発計画調査型	2003/08/01	2008/01/31
91	マダガスカル	自然環境保全に関わる環境教育実践プログラム研修	草の根技術協力	2008/10/01	2011/03/01
92	マダガスカル	ムララノクロム総合環境保全・農村開発促進手法開発プロジェクト	プロジェクト型	2012/02/10	2018/03/31
93	マダガスカル	「自然環境保全に関わる環境教育実践プログラム研修事業」事前調査	草の根技術協力	2008/07/01	2008/09/30
94	マダガスカル	動物園を拠点とする生物多様性保全のためのESDプロジェクト	草の根技術協力	2017/03/01	2020/02/28
95	マラウイ	森林火災消火機材整備計画	無償資金協力	1990/00/00	
96	マラウイ	シレ川中流域森林復旧計画調査		1999/08/00	2001/02/00
97	マラウイ	シレ川中流域における森林復旧・村落振興モデル実証調査	開発計画調査型	2002/03/01	2005/03/01
98	マラウイ	シレ川中流域における村落振興・森林復旧プロジェクト	プロジェクト型	2007/11/05	2012/11/04
99	マラウイ	森林保全計画（環プロ無償）	無償資金協力	2010/5/7	
100	マラウイ	森林保全管理アドバイザー	個別専門家	2012/01/25	2016/03/31
101	マラウイ	シレ川中流域における農民による流域保全活動推進プロジェクト	プロジェクト型	2013/04/01	2018/03/31
102	マラウイ	ザラニヤマ森林保護区の持続的な保全管理プロジェクト	プロジェクト型	2016/08/20	2021/08/19
103	マラウイ	マラウイ湖国立公園における統合自然資源管理に基づく持続可能な地域開発モデル構築プロジェクト	プロジェクト型	2020/04/06	2025/04/05
104	マリ	モプチ県における自然資源のワイズユースを通じたニジュール川中央デルタ保全調査	開発計画調査型	2010/03/11	2017/03/31
105	モーリシャス	沿岸域の環境保全・回復と持続可能なブルーエコノミーに関する情報収集・確認調査	基礎情報収集・確認調査	2020/09/24	2021/04/30
106	モザンビーク	森林管理能力強化アドバイザー	個別専門家	2010/08/04	2014/08/03
107	モザンビーク	森林保全計画（環プロ無償）	無償資金協力	2010/4/28	
108	モザンビーク	REDD+モニタリングのための持続可能な森林資源情報プラットフォーム整備プロジェクト	開発計画調査型	2013/03/11	2018/03/31
109	モザンビーク	森林管理能力強化アドバイザー	個別専門家	2014/07/20	2017/07/19
110	モザンビーク	持続可能な森林管理・REDD+プロジェクト	プロジェクト型	2019/04/08	2024/04/07
111	モザンビーク	森林・気候変動対策アドバイザー	個別専門家	2018/06/28	2020/06/27
112	モザンビーク	森林・気候変動政策アドバイザー	個別専門家	2020/08/01	2022/08/31
113	モロッコ	薪炭林計画調査	開発調査	1992/04/00	1995/01/00
114	モロッコ	河川流域保全事業	有償資金協力	2007/3/00	2014/12/00

注：現時点で一部の情報が欠けているため、契約後に情報を更新したものを提供する予定。